

		整理番号
不 服 申 出 書		
長野県男女共同参画推進指導委員 様		年 月 日
(申出人)		住 所 〒
		氏 名
		電話番号
長野県男女共同参画社会づくり条例第28条第1項の規定により、次のとおり不服の申出をします。		
1 知事に対する苦情等の申出の内容等	申出の内容	
	申出年月日	年 月 日
2 1に対する県の関係機関の対応等	対応等を行った機関名	
	対応等の内容	
3 不服申出の趣旨及び理由	趣 旨	
	理 由	
4 他の機関への相談等の状況 例：労働局雇用均等室、人権擁護委員、裁判所、警察署等	相談等の有無	(該当する口にレ印を記入してください。) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	相談等をしている場合はその内容	
備 考		
今後、連絡について、特に配慮を要する場合の連絡先等		

※ この用紙に書ききれないときは、別の紙を使用してください。

問合せ先：長野県企画局人権・男女共同参画課

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 Tel 026-235-7102 Fax 026-235-7389

E-mail : jinken-danjo@pref.nagano.jp ホームページ : http://www.pref.nagano.jp/

男女共同参画社会づくりのために

長野県男女共同参画推進指導委員制度

をご利用ください

長野県男女共同参画社会づくり条例に基づき、男女共同参画社会づくりに関する県の施策や条例の理念に反する人権侵害について、県に申し出てその対応に不服がある場合に、適切に処理する機関として指導委員が設置されています。

男女共同参画推進指導委員

弁護士・有識者など3名



- 申出者のお話をお聞きします。
- 県の担当課や県以外の関係者に対して調査等を行います。
- 男女共同参画社会づくりの推進の視点から申出内容を検討します。
- 必要があるときは、県に対し、是正や改善の措置を講ずることや県以外の関係者に対する助言や是正要望等を行うよう勧告します。



男女共同参画推進指導委員って何ですか？



長野県男女共同参画社会づくり条例*に基づき、男女共同参画社会づくりに関する県の施策や条例の理念に反する人権侵害について、県に申し出てその対応に不服がある場合に、適切に処理する機関として指導委員が設置されています。弁護士・有識者等3名の委員が任命されています。

*長野県男女共同参画社会づくり条例…県民一人ひとりが、性別によって制約されることなく、よりのびやかに暮らせる長野県を築くことを目指して、平成14年(2002年)12月26日公布されました。条例は、県のホームページ、人権・男女共同参画課、男女共同参画センター“あいとびあ”、地方事務所、市町村等で入手することができます。



どんなときに申し出ることができますか？



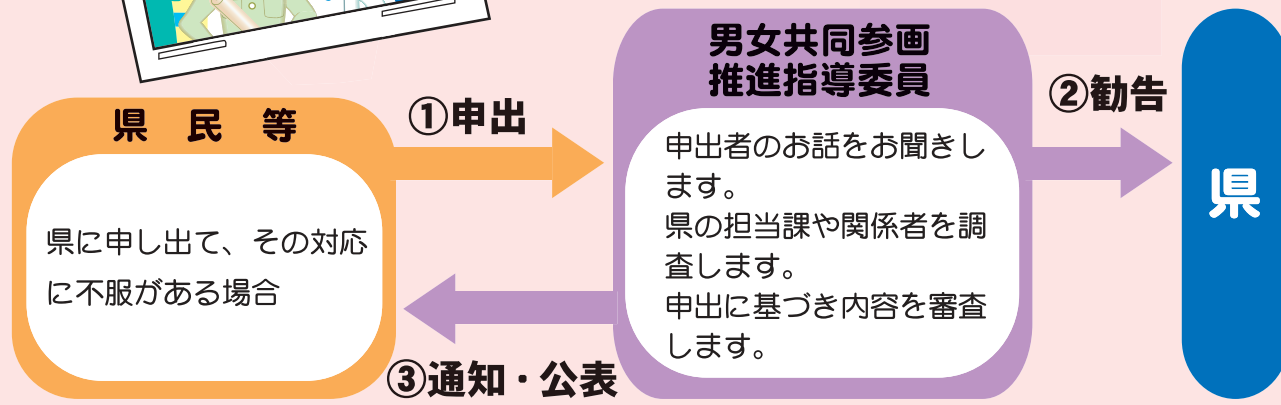
次のような場合に、県に対して申し出て、その申し出に対する県の対応に不服がある場合に指導委員に申し出ることができます。

- ・ 県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策又は男女共同参画社会づくりに影響を及ぼすと認められる施策についての苦情がある場合
- ・ 男女共同参画社会づくりを阻害する要因によって人権を侵害された場合

たとえば 県発行の広報紙で、男女いずれかに偏った表現になっている



男性ばかり？ これってヘン！ ?



指導委員への申出はどのように処理されるのですか？



まず申出者から内容についてきちんとお話を伺います。その上で、申出内容が県の施策に関するもの場合は関係する県の機関に対して調査を行います。男女間の暴力やセクシュアルハラスメントなどの人権侵害に関する事案については、関係者に対して協力を得た上で説明等を求めるほか、必要に応じて「配偶者暴力相談支援センター」等関係機関に引き継いだり、その他の機関を紹介するなど、事例に応じて適切に対応します。



指導委員による審査終了後はどうなりますか？



申出者に対してその結果及び理由を書面により通知します。審査の結果必要がある場合は、関係する県の機関に対し、是正又は改善の措置を講ずることや、県以外の関係者に対して県から助言や是正要望などを行うよう勧告することができます。勧告を受けた県の機関はこれを尊重しなければなりません。また、必要があると認められるときは、指導委員は県民に対して勧告内容を公表します。



全ての申出が調査されますか？



次に該当する場合は、指導委員制度での審査対象になりません。

- ・ 裁判所において係争中の事案及び判決により確定した事案に関する事項
- ・ 男女雇用機会均等法において紛争の解決の援助又は調停の対象となる事項
- ・ 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律において紛争の解決の援助又は斡旋の対象となる事項
- ・ その他法令等に基づき処理すべき事項など指導委員が適当でないと認める事項



申出はどのように行えばいいですか？



原則書面とします。様式はこのリーフレットの裏面をご利用ください。また、県のホームページ、人権・男女共同参画課、男女共同参画センター“あいとびあ”、地方事務所、市町村等でも入手することができます。ご記入いただいた不服申出書は郵送又はファックスにより受け付けます。ただし匿名での申出や電話での申出は受け付けません。

【郵 送】〒380-8570 (県庁専用 住所記載不要)
長野県企画局人権・男女共同参画課

【ファックス】026-235-7389